

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年11月10日
【発行者の名称】	株式会社ローカル (LOCAL, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 吉永 安宏
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市西区春日三丁目15番60号 JR熊本白川ビル4F
【電話番号】	096-288-4426
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 順
【担当J-Adviserの名称】	株式会社SBI証券
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 正人
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.sbisec.co.jp/company/about/ir/
【電話番号】	03-4330-9898
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2025年12月15日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ローカル https://lo-cal.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期 中間期
決算年月	2022年9月	2023年9月	2025年2月	2025年8月
売上高 (千円)	5,347,240	6,218,613	8,302,132	3,610,783
経常利益 (千円)	9,208	282,770	14,591	199,722
当期(中間)純利益又は当期純損失(△) (千円)	△905	166,710	13,396	130,131
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	24,000	24,000	24,000	24,000
発行済株式総数 (株)	40	40,000	40,000	4,000,000
純資産額 (千円)	112,335	275,902	289,213	436,386
総資産額 (千円)	2,339,394	2,628,801	3,211,646	3,604,594
1株当たり純資産額 (円)	28.08	68.05	71.34	108.17
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△0.23	41.68	3.35	32.53
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.80	10.35	8.88	12.00
自己資本利益率 (%)	△0.64	86.71	4.81	36.25
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	120,696	△582,836	225,955
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△207,915	△46,211	△39,289
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	13,404	717,278	10,864
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (千円)	—	783,192	871,422	1,068,953
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	123 〔81〕	109 〔89〕	114 〔76〕	141 〔91〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第15期は潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第16期、第17期及び第18期中間期は潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第15期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

8. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第17期の財務諸表については、監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第15期及び第16期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
9. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期中間会計期間の中間財務諸表については、監査法人やまぶきの期中レビューを受けております。
10. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
11. 第17期は決算期変更に伴い、2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。
12. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(参考情報)

当社は、2024年9月30日の臨時株主総会にて決算期変更を決議し、第17期より9月決算から2月決算へ変更しております。

そのため、参考情報として、当社の2022年3月1日から2023年2月28日及び2023年3月1日から2024年2月29日のそれぞれ1年間に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。なお、いずれも監査法人やまぶきによる「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査はを受けておりません。

		自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	自 2023年3月1日 至 2024年2月29日
売上高	(千円)	5,730,910	5,810,612
営業利益又は営業損失(△)	(千円)	△166,828	249,594
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△110,556	220,773
純資産額	(千円)	126,038	287,924
総資産額	(千円)	2,322,972	2,148,040
1株当たり純資産額	(円)	31.51	71.06
1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)	(円)	△61.53	40.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	5.43	13.23
自己資本利益率	(%)	△97.62	78.71

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、2022年3月1日に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)を算定しております。
3. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2022年3月1日に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は純損失金額(△)を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2008年7月設立当初は、みかん等をインターネット販売するためのネットショップのページを作成していましたが、徐々にページの作成だけでなく、様々な農産品を自社で仕入れ、ECモール内の店舗での販売に転換、拡充してきました。

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年 月	概 要
2008年7月	株式会社コムセンス（現株式会社ローカル）〔資本金2,000千円〕を熊本市に設立
2009年3月	熊本県産及び九州産の食品や特産品を全国的に販売する自社通信販売サイト「熊本風土.com」をオープン
2009年4月	楽天市場にECモール店「熊本風土 楽天市場店」をオープン
2013年3月	光センサー選果機を導入
2013年5月	サイトの名称を「熊本風土」から「くまもと風土」へ名称変更し、リニューアル
2015年3月	ドライフルーツの製造設備を導入
2016年10月	本社及び選果場をくまもと田崎市場内へ移転
2017年6月	初となる熊本県玉東町のふるさと納税の運営代行委託業務を開始
2017年9月	株式会社コムセンスダイニング（子会社）を設立
2017年9月	炭焼きステーキ専門店「ステーキマニア」1号店を熊本新市街にオープン
2020年3月	持株会社の株式会社コムセンスホールディングスを設立し、持株会社体制へ移行
2020年9月	熊本県熊本市に近見精米工場を開設
2021年3月	福岡県福岡市中央区に福岡支社を開設
2021年4月	株式会社コムセンスから株式会社ローカルに社名変更
2021年5月	本社を熊本駅前のJ R熊本白川ビルに移転
2021年6月	熊本県合志市に合志食肉加工場を開設
2021年7月	岡山県岡山市に岡山支社を開設
2021年9月	株式会社コムセンスホールディングス及び株式会社コムセンスダイニングを株式会社ローカルが吸収合併し、持株会社体制を解消
2021年10月	和歌山県紀の川市に和歌山支社を開設
2022年12月	熊本県玉東町にミネラルウォーター工場を開設
2023年5月	北海道札幌市に北海道支社を開設
2023年6月	紀の川市、JA紀の里と連携協定を締結
2023年7月	三菱商事株式会社と協業に関する覚書を締結
2023年12月	玉東町と包括連携協定を締結
2024年6月	デージー株式会社を吸収合併（現長野支社）
2025年5月	千葉県流山市に千葉支社を開設

3 【事業の内容】

当社は、「全従業員・生産者とともに、無限の可能性を追求し、地方から日本を元気にする」というミッションのもと、地方の課題を解決し、地域の可能性を最大限に引き出すことを目指しております。この地域密着型のビジネスモデルは、地方自治体や生産者と強固なパートナーシップを築きながら、独自の「ローカルイノベーション」を起こし続けております。

当社独自の「ローカルイノベーション」として、地域産品を活用した食品の企画・開発から仕入及び製造、ECを活用した販売までを一貫して行っております。ECサイトでの商品販売、返礼品提供をDtoC事業、ふるさと納税の運営サポートをBtoG事業として展開しており、それらを総称して「食のSPA」事業としております。この垂直統合型のビジネスモデルにより、地域産品の品質を管理し、迅速に市場のニーズに対応できるため、競争力のある製商品を提供することができております。また、ECサイトやふるさと納税を活用した販売チャネルの多様化により、顧客基盤の拡大と収益の増大を図っております。

商品や原材料となる地域産品（主に当社主力製商品の青果・米）の仕入に関しては、卸業者からの仕入のみならず、地域の生産農家やJA（農業協同組合）との直接取引を通じて、安定的かつコスト効率の良い仕入を実現しております。特に当社の得意とする青果では、規格外品を「訳あり品」として安価に提供することで、生産者の収益を向上させながら、消費者にも価値を提供できております。この一貫したサプライチェーンにより、コスト削減と高品質な製商品の提供を両立させることを可能にしております。

生産・出荷体制に関しては、精米、食肉加工、ミネラルウォーター製造、食品加工、ハンバーグ製造など、多岐にわたる食品製造を行っていること、及び光センサーを導入した青果の出荷場を有しております。この強力な製造基盤により、消費者の多様なニーズに迅速に対応し、競争力のある製品を市場に供給できる点が強みであります。

販売面では、多数のECサイトを運営し、「くまもと風土」や「九州風土」など、九州地方を中心とした日本全国のご当地産品を販売しております。特に楽天市場では、全約5万7千店舗の中で「肉・野菜・フルーツ」ジャンルで、2015年より年間MVPを8回受賞しており、圧倒的な販売力と信頼性を誇っております。この強力なEC販売力は、当社の大きな優位性となっております。

また、全国40を超える自治体に対してふるさと納税の運営サポートを提供しております。食品製造販売のノウハウを活かし、自治体の特産品を活用した商品企画や、寄付を最大化するためのマーケティング支援を行うことで、自治体の財源支援を行うだけでなく、当社の売上も拡大させる相乗効果を生み出しております。

このように、当社の事業は、自治体の財源の支援を行い地域経済を活性化していることだけでなく、規格外品の活用や生産者への還元を通じて、持続可能な社会を築くことに貢献しております。

さらに、地域密着型のアプローチと強力な製造・販売力を融合させることで、地域経済の発展と自社の成長を両立させ、今後も地方から日本を元気にし続ける企業として成長してまいります。



当社のセグメントは「食のSPA」と「その他」に区分され、事業との関連は、次のとおりであります。

「食のSPA」

(DtoC事業)

当社は、「くまもと風土」を中心に28のECサイトを運営しております。

「くまもと風土」や「九州風土」、「ご当地風土」を主にモールECサイトと呼ばれる楽天市場やYahoo!ショッピング等で展開しており、日本全国のご当地の産品を仕入れ、日本全国の消費者へ届けるためにサイトの運営を行っております。

また、ご当地の産品を仕入れるのみならず、地域産品を原料から仕入れ、製品の企画・製造（自社工場での製造及

び、パートナー企業へ製造委託)を行い、ECサイトにおいて販売しております。

さらに、当社は「食のSPA」事業を展開していることから、自社で製造した製品や仕入れた商品をふるさと納税の返礼品として自治体へ提供しております。

ECサイトで培ったご当地の製品の流通ノウハウを活用し、地方自治体の産品を生かした製商品の開発やふるさと納税による寄附拡大のための施策、持続可能な財源確保のための提案を行うだけでなく、各地域の産品を用いて自社での製造や仕入れた製商品を返礼品として出品し、自治体の寄附の最大化を図っております。

(BtoG事業)

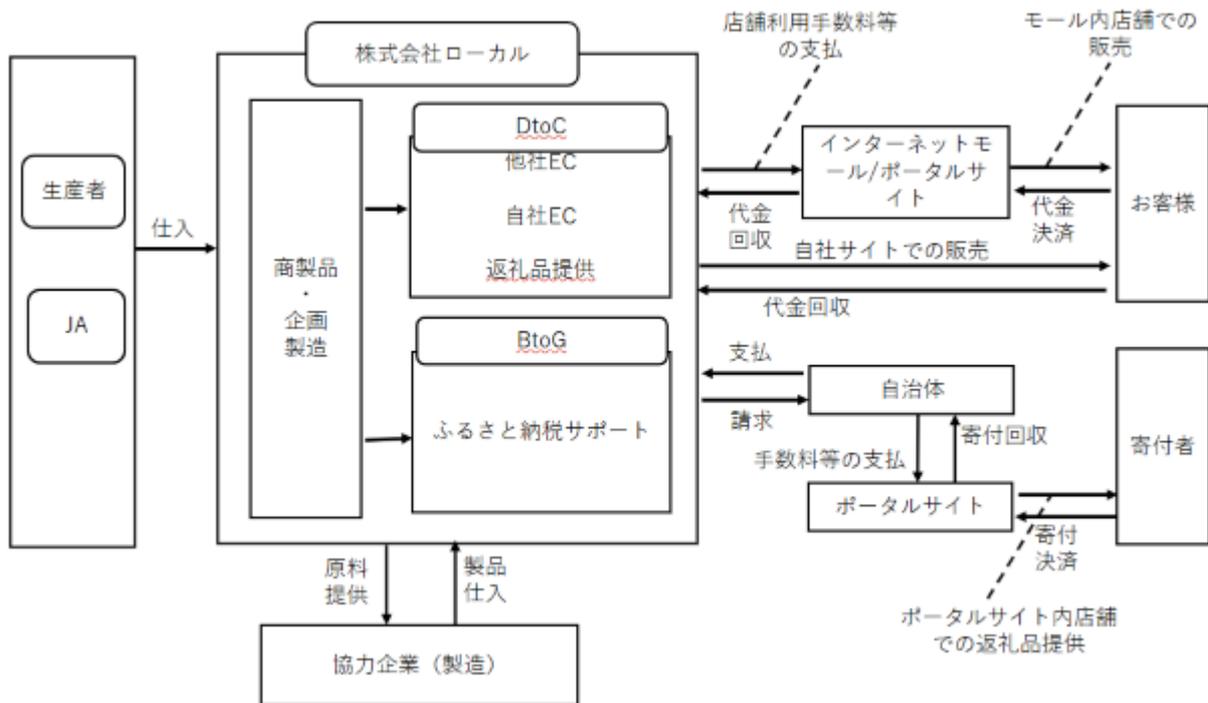
当社は、地方自治体のふるさと納税の運営サポートサービスを行っております。

ポータルサイトを通じた寄附申込の受付を行い、返礼品の在庫管理、発送指示、配送状況の確認を行い、寄附者へ確実に届けられる体制を構築するのみならず、返礼品の企画の提案も行っております。また、カスタマーサポートとして、寄附に関する問い合わせ、返礼品に関する相談等の対応を行い、必要書類の発行・送付を代行しております。

「その他」

(飲食事業)

飲食事業として、ステーキ専門の飲食店「ステーキマニア」を3店舗運営しております。メニューの一部を地域産の牛肉を用いることで、原料をEC製品やふるさと納税の返礼品と共有しております。また、実店舗での消費者ニーズをとらえたハンバーグのレシピを自社製品としてECでの販売やふるさと納税の返礼品として提供し、食のSPA事業との相乗効果を得ております。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
141(91)	34.3	3.8	4,009

セグメントの名称	従業員数(名)
食のSPA	116(83)
その他	8(7)
全社(共通)	17(1)
合計	141(91)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務、経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

当社は、2024年9月30日の臨時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の9月30日から2月末日に変更いたしました。

これにより、当事業年度が2023年10月1日から2025年2月末日までの17か月となったため、当事業年度の業績等の概要においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善、各種政策の効果により、緩やかな回復基調が続いております。

一方で、エネルギー価格の変動、為替の不安定な動き、物価上昇の継続など、先行きには依然として不透明感が残っており、企業活動を取り巻く環境は引き続き慎重な見極めが求められる状況です。しかしながら、リモートワークなどライフスタイルの不可逆的な変化傾向は継続しており、伸び率は鈍化したもののEC市場の拡大、食品ECに対する需要は引き続き堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当社においては「地方から日本を元気にする」という使命のもと、食のSPA（製造小売）企業として、ECではくまもと風土等の5ブランド計28サイトの運営により地方の農産品等の販売を行っております。また、ふるさと納税サポート事業では32自治体と契約し、計170サイトの運営を行い、地方自治体の財源確保に寄与しております。

2025年2月期の経営成績は以下の通りです。

「食のSPA」事業は地方の農産品や地場産品を自社にて仕入、加工、販売、出荷、CSまでを一気通貫で実施しており、DtoCとして、ECでの販売及びふるさと納税の返礼品の提供を行い、BtoGとして、自治体のふるさと納税の運営や地域活性化のサポートを行っております。当事業年度は前事業年度新設した北海道支社に続き、千葉支社を新設しております。また製造拠点としてミネラルウォーター工場が本格稼働し、食肉加工場、精米工場に続く自社製造ラインナップを充実させることで、一層の食のSPA化を推し進めております。

その中でDtoCとして熊本の農産品や加工品を販売する「くまもと風土」、九州一円の産品を出品する「九州風土」そして、全国の産品を販売する「ご当地風土」を立ち上げてラインナップを充実させております。また、ふるさと納税の返礼品として自社の製商品を全国の寄附者へ提供しております。

その結果、DtoCに係る売上高は7,186,077千円となりました。

BtoGとしては、新たに熊本県の産山村、千葉県の流山市、北海道の名寄市、大阪府の羽曳野市と契約をして、合計32の自治体サポートを実施しております。

その結果、BtoGに係る売上高は893,150千円となりました。

「食のSPA」セグメントとしては、売上高は8,079,226千円、セグメント利益は465,426千円となりました。

その他としては、飲食事業等を行っており、売上高は222,905千円となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は8,302,132千円、営業利益は26,960千円、経常利益は14,591千円、当期純利益は13,396千円となりました。

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、賃上げの動きが中小企業や地方にも広がるなど、雇用・所得環境の改善により、国内需要は緩やかに増加いたしました。また、米国の政策動向や、ウクライナや中東の情勢、金融資本市場の変動など、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社が運営サポートを行っているふるさと納税においては、2025年10月から寄附に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集の禁止が決定しております。

一方で、リモートワークなどライフスタイルの不可逆的な変化傾向は継続しており、伸び率は鈍化したもののEC市場の拡大、食品ECに対する需要は引き続き堅調です。

このような事業環境の中、当社においては、新たに熊本県の菊池市、苓北町、南関町、千葉県の勝浦市、茨城県の結城市、河内町、栃木県の野木町、徳島県の佐那河内村、広島県の神石高原町と契約をし、契約自治体を41に増

やしております。また備蓄米の放出の際には販売業務を受託するなど、順調に事業を展開しております。

その結果、DtoCに係る売上高は3,140,332千円、BtoGに係る売上高は389,335千円となりました。

「食のSPA」セグメントとしては、売上高は3,529,667千円、セグメント利益は404,774千円となりました。

その他としては、飲食事業等を行っており、売上高は81,115千円となりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高は3,610,783千円、営業利益は210,060千円、経常利益は199,722千円、中間純利益は130,131千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前事業年度に比べ88,230千円増加し、871,422千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期における営業活動による資金の減少は、△582,836千円となりました。これは主に、棚卸資産の増加765,115千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動による資金の減少は、△46,211千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出△50,713千円及び合併による収入7,582千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動による資金の増加は、717,278千円となりました。これは主に、短期借入金による収入846,000千円によるものであります。

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、前事業年度に比べ197,530千円増加し、1,068,953千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、225,955千円となりました。これは主に、税引前中間純利益199,722千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、△39,289千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出△33,047千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増加は、10,864千円となりました。これは主に、短期借入金による収入166,000千円および長期借入金による収入50,000千円があった一方、長期借入金の返済により166,388千円の支出、社債の償還による支出25,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期比(%)
食のSPA	2,679,026	—
その他	—	—
合計	2,679,026	—

(注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。
2. 金額は、製造原価によっております。

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前期比(%)
食のSPA	1,346,682	—
その他	—	—
合計	1,346,682	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前期比については、記載しておりません。
2. 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
食のSPA	5,153,852	—	519,673	—
その他	—	—	—	—
合計	5,153,852	—	519,673	—

(注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
食のSPA	1,308,790	—	392,511	—
その他	—	—	—	—
合計	1,308,790	—	392,511	—

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前期比については、記載しておりません。

(3) 販売実績

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
食のSPA	8,079,226	—
その他	222,905	—
合計	8,302,132	—

- (注) 1. 2025年2月期は、決算期変更により2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月決算となっております。このため、前期比については、記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
楽天グループ株式会社	911,112	14.7	1,433,918	17.3
御船町	802,103	12.9	1,251,023	15.1

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間	前年同期比(%)
食のSPA	3,529,667	—
その他	81,115	—
合計	3,610,783	—

- (注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前期比については、記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
楽天グループ株式会社	548,810	15.2
御船町	510,743	14.1

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 売上高の拡大

ふるさと納税やECサイトを活用した販路の多様化に加え、地元産品の魅力を発信する広報活動も強化しています。今後も地域の特色を活かした商品開発とブランド力の向上に取り組んでまいります。

(2) 生産性向上と業務効率化

作業の標準化やデジタルツールの導入によって、選果・加工現場の生産性向上を推進しています。今後も設備更新や作業動線の見直しを通じて、省力化と品質向上を両立させてまいります。

(3) 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、業務の効率化や生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められる中で、現場と本部が一体となって取り組むための管理体制の整備が課題となっています。これに対しては、新たにDX推進本部を立ち上げており、ITリテラシーの底上げに向けた教育の実施や、データ活用基盤の整備などを通じて、全社的なDX推進体制の強化を進めてまいります。

(4) 情報管理体制の強化

当社は、顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規定の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題のひとつとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 優秀な人材の確保と育成

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社としては積極的な採用活動を継続するとともに、業務管理や社内教育体制の強化により採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 在庫リスクについて

当社は米の販売を行っておりますが、2024年8月から全国的な米不足が始まったことにより、在庫確保のリスクに晒されています。当社は、計画に則った在庫の確保を行うことで、このリスクに対応しております。2025年2月期の貸借対照表において棚卸資産として990,933千円を計上しております。当社においては、販売動向、コールセンター経由での顧客ニーズ、売れ筋情報等を徹底的に分析し、また、戦略的なキャンペーン等による販売計画を慎重に精査し、常に適正在庫を継続できるように努めております。

なお、近年の傾向としては、顧客ニーズの多様化に対応するための取扱商品の拡大、ボリュームディスカウントをメリットとする大量仕入により、在庫量が増加傾向にあり、倉庫スペースの確保、商品管理の効率化にも取り組んでおります。しかしながら、販売分析や需要予測が実際と大きく異なった場合、キャンペーンや販促活動、広告の効果が十分でなかった場合、在庫管理上の不備が発生した場合は、過剰在庫または在庫不足の発生により、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、当社では経営会議において在庫状況・販売状況の確認を行っており、販売不振商品・過剰在庫商品の精査をし、状況に応じてキャンペーン商品としての販売強化等を行っており、過剰在庫・機会損失軽減に努めております。

(2) 売上原価等の上昇について

商品の仕入原価は勿論、宅配便等の商品発送費用、ピッキング作業（在庫商品の取り出しおよび発送先ごとの梱包）に要する人件費等が、利益率に影響を与えるため、常に、最適な方法および新たな調達先の検討・選択をしております。しかしながら、発送業者での送料料金体系の変更、ピッキング作業の非効率化等が発生した場合は、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の取扱商品およびその製造材料については、仕入原価が変動する可能性があります。当社における仕入原価の上昇という形でリスク転嫁された場合、または、販売価格の上昇を余儀なくされ、販売状況の悪化につながった場合は、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、仕入先の継続的な開拓、システム導入による生産性向上等のコストダウンにつながる施策を継続的に実施しております。市場動向等の情報収集を行い、状況に変化が発生した場合には速やかに対応を行う体制を構築しております。

(3) 天候による不作について

当社は、農家や農業協同組合（JA）等から青果物を仕入れて販売しておりますが、青果物の生産は天候条件に大きく左右され、台風・豪雨・干ばつ・降霜等の異常気象や気温の変動等により、不作や品質の低下が生じる可能性があります。

これにより、当社の仕入数量が減少し、仕入価格が高騰することによって、販売機会の喪失や収益性の低下が生じるリスクがあります。

対応策としては、青果物の不作による影響を軽減するために、複数地域・複数の生産者との取引関係を構築し、取扱品目を分散させることでリスク分散を図っております。また、気象や市場動向の情報収集を行い、供給不足が見込まれる場合には、代替品の取り扱いや契約条件の調整等により、安定的な供給体制の確保に努めております。

(4) 法規制等のリスクについて

当社の主な受注・販売方法である電子商取引（EC）では、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」および「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、食品の製造・表示では、「食品衛生法」および「製造物責任（PL）法」等、様々な法的規制を受けております。したがって、今後これら法規制等の強化もしくは新たな法律の制定等によっては、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、総務部にて顧問弁護士と連携し、法的規制の動向について常に注視し、臨機応変に対応できる体制をとっております。

(5) 電子商取引(EC)を取り巻く事業環境に関するリスクについて

当社は、電子商取引（EC）による受注・販売が事業基盤の主力になっております。それゆえに、当社が今後も成

長を続けていくためには、電子商取引（EC）市場の拡大が必要不可欠であります。今後、社会構造の変化、インターネット取引のトラブル増加等によりその拡大を阻害する要因が生じた場合は、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、市場動向等の情報収集を行い、状況に変化が発生した場合には速やかに対応を行うこととしております。

(6) システム障害等のリスクについて

当社は、インターネットを介して販売する形態が主流であります。社内の基幹システムにおいては、仕入、在庫、顧客情報、注文、決済、出荷、製造等に関する情報が管理され、処理されております。しかしながら、外部からの不正アクセスによるシステムダウン、データ改ざん、情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等が発生した場合、すべての損害を保険でカバーできる保証はなく、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、今後の情報データの膨大化や複雑化、IT技術の高度化に対応できるよう、また、セキュリティや安定性等を一層向上できるよう、システムの性能および機能の強化に積極的に取り組んでおります。さらに、バックアップや非常事態時のリカバリー体制の構築にも取り組んでおります。

(7) 自然災害等のリスクについて

当社の出荷場は熊本に集中しております。したがって、大規模な地震等の自然災害および火災等の発生、ならびに感染症の感染拡大により、人的・物的被害を受けた場合、または商品配送のための運送手段の断絶が生じた場合には、物流および製造機能の停止による事業の停止等が考えられ、当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、当社は、火災リスク低減のため、定期的に消防設備の点検を行っております。また、感染症の感染拡大防止のため、検温、手洗いおよびマスク着用等の感染予防策の呼びかけ、Web会議システムの活用およびテレワークの一部導入などを行っております。

(8) 特定人物への依存について

当社の創業者である吉永は当社事業における豊富な経験を有し、創業以来当社事業を牽引し、大きく成長をさせて参りました。現在も当社の経営戦略、各事業の連携、組織運営の推進において重要な役割を担っております。しかしながら、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが中長期的に顕在化する可能性があると認識しております。

対応策としては、以前より組織体制の整備、業務の標準化、及びマネジメント機能の強化を図るなど、経営者に過度に依存しない体制の確立には努めております。

(9) 個人情報管理について

当社は、個人情報を取得し保有しております。何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する信用力の低下に直結し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、個人情報の保護に関する法律等の関連諸法令を遵守し、当社はプライバシーマークを取得しております。また、個人情報保護規程等を整備し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした教育研修を実施して、個人情報保護及び適正管理に努めております。

(10) ふるさと納税の規制・制度変更について

当社のBtoG事業において、税制改正などの法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります。政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等があった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対応策としては、ふるさと納税制度の趣旨を理解して規制・制度を遵守しております。また、当社の中長期的な事業戦略として、契約自治体に対して、ふるさと納税以外の財源確保のためのサービスを展開し、事業領域の拡大を推進してまいります。

(11) 売上高の季節変動について

当社は、事業や取扱商品の性質上、売上高の季節的変動があり、ふるさと納税が多くなる第4四半期と青果の生産が多くなる第3四半期について売上高の割合が高くなり、利益も同様に高くなる傾向があります。

対応策としては、繁忙・閑散の少ない商品・製品の企画開発を進めております。また、当社の中長期的な事業戦

略として、契約自治体に対して、ふるさと納税以外の財源確保のためのサービスを展開し、事業領域の拡大を推進してまいります。

(12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社SBI証券(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは㈱東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が㈱東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

Eコマースプラットフォーム運営事業者との契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約の名称	契約内容	契約期間
楽天グループ（株）	日本	出店契約	ショッピング・モール「楽天市場」出店契約	1年間 （自動更新有り）
au コマース&ライフ（株）	日本	取引基本契約	auPayマーケットでの商品売 買の取引基本契約	1年間 （自動更新有り）
ヤフー（株）	日本	ストアシステム利 用契約	ストアシステム「Yahoo!ショ ッピング」利用契約	1年間 （自動更新有り）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第17期事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

(資産)

当事業年度末における資産合計は3,211,646千円となり、前事業年度末に比べ582,845千円増加いたしました。

内訳は、流動資産で620,520千円増加、固定資産で37,675千円減少となります。

主な要因として、流動資産においては、現金及び預金の89,080千円増加と米不足の影響を回避するために先行取得した原材料及び貯蔵品の増加607,171千円等によるものであります。固定資産においては、減価償却が進んだことにより有形固定資産で53,269千円の減少、株式会社デイジーを吸収合併したことによるのれん計上27,840千円等により無形固定資産で23,174千円の増加及び、敷金の減少等による投資その他の資産の減少7,580千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は2,922,433千円となり、前事業年度末に比べ569,534千円増加いたしました。

内訳は、流動負債で693,571千円増加、固定負債で124,036千円減少となります。

主な要因として、流動負債においては、短期借入金の増加846,000千円によるものであります。

固定負債においては、約定返済の進展による長期借入金の減少21,470千円、社債の減少60,000千円、リース債務の減少40,254千円などによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は289,213千円となり、前事業年度末に比べ13,310千円増加いたしました。

内訳は株主資本の増加13,396千円、評価換算差額等の減少251千円、新株予約権の増加165千円となります。

主な要因としては、株主資本においては、利益剰余金の増加13,396千円などによるものであります。

第18期中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は3,604,594千円となり、前事業年度末に比べ392,948千円増加いたしました。

内訳は、流動資産で387,833千円増加、固定資産で5,114千円増加となります。

主な要因として、流動資産においては、現金及び預金の増加197,830千円と売掛金の増加191,973千円によるものであります。固定資産においては、減価償却が進んだことにより有形固定資産で1,668千円の減少、無形固定資産で3,700千円の減少がある一方で、投資その他の資産の増加10,482千円によるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は3,168,207千円となり、前事業年度末に比べ245,774千円増加いたしました。

内訳は、流動負債で393,264千円増加、固定負債で147,490千円減少となります。

主な要因として、流動負債においては、短期借入金の増加166,000千円、未払金の増加75,413千円によるものであります。

固定負債においては、約定返済の進展による長期借入金の減少108,928千円、社債の減少25,000千円、リース債務の減少14,126千円などによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は436,386千円となり、前事業年度末に比べ147,173千円増加いたしました。

内訳は株主資本の増加130,131千円、評価換算差額等の増加17,205千円、新株予約権の減少163千円となります。

主な要因としては、株主資本においては、利益剰余金の増加130,131千円などによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2025年12月15日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資本及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第17期事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

当事業年度の設備投資については、食のSPAセグメントにおいて生産設備の増強を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は57,582千円であります。なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

第18期中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

当中間会計期間の設備投資については、食のSPAセグメントにおいて生産設備の増強を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当中間会計期間の設備投資の総額は34,684千円であります。なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

第18期中間会計期間（自2025年3月1日 至2025年8月31日）

(1) 発行者

2025年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
近見精米 工場 (熊本県熊本市南区)	食のSPA	生産設備	21,940	372	88,695 (1,527.27)	82,319	—	193,327	5(7)
玉東ミネラル ウォーター 工場 (熊本県玉東郡玉東町)	食のSPA	生産設備	89,270	21,278	35,152 (5,628.20)	—	—	149,701	3(3)
合志食肉加 工場 (熊本県合志市)	食のSPA	生産設備	9,492	23,249	— (—)	1,454	1,673	35,869	4(18)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であります。なお、従業員数の（ ）は、臨時従業員数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年10月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2025年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2025年11月10日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	12,000,000	40,000	4,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	16,000,000	12,000,000	40,000	4,000,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済み株式総数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年8月12日開催の株主総会決議により、2025年8月13日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は15,800,000株増加し、16,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第1回新株予約権

2023年9月7日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	2,708 (注) 1	2,608 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	100	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式2,708 [270,800] (注) 1	普通株式260,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800[18] (注) 2	18 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年10月1日 至 2033年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800[18] (注) 2 資本組入額 900[9] (注) 2	発行価格 18 (注) 2 資本組入額 9 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2025年2月28日)から提出日の前月末現在(2025年10月31日)の間に株式分割を行っているため、当事業年度の末日に当該株式分割が行われたと仮定した数を[]内に記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は1株、公表日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものといたします。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の

数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定いたします。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記iiiにしたがって決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額といたします。組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定いたします。
- v 新株予約権を行使することができる期間新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までといたします。
- vi 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。

② 第2回新株予約権

2023年11月27日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	416 (注) 1	348 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	40	20
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式416 [41,600] (注) 1	普通株式34,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500[65] (注) 2	65 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2025年10月1日 至 2033年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500[65] (注) 2 資本組入額 3,250[32.5] (注) 2	発行価格 65 (注) 2 資本組入額 32.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、 権利行使時においても、当社または 当社関係会社の取締役、監査役 若しくは従業員の地位にあること を要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取 締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 3	(注) 3

※ 当事業年度の末日(2025年2月28日)から提出日の前月末現在(2025年10月31日)の間に株式分割を行っているため、当事業年度の末日に当該株式分割が行われたと仮定した数を[]内に記載しております。

(注) 1～3. 「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

③ 第3回新株予約権

2024年9月17日の臨時株主総会特別決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	600 (注) 1	572 (注) 1

新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	24	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式600 [60,000] (注) 1	普通株式57,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500[65] (注) 2	65 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年10月1日 至 2034年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500[65] (注) 2 資本組入額 3,250[32.5] (注) 2	発行価格 65 (注) 2 資本組入額 32.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

※ 当事業年度の末日(2025年2月28日)から提出日の前月末現在(2025年10月31日)の間に株式分割を行っているため、当事業年度の末日に当該株式分割が行われたと仮定した数を[]内に記載しております。

(注) 1～3. 「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月8日 (注) 1	39,960	40,000	—	24,000	—	—
2025年8月13日 (注) 2	3,960,000	4,000,000	—	24,000	—	—

(注) 1. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(6) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	1	2	—	—	1	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	2,000	19,500	—	—	18,500	40,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	5.00	48.75	—	—	46.25	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,000,000	40,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下の通りであります。

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 19名	当社従業員 72名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	2024年9月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、事業拡大及び財務体質の強化のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項としたうえで、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。なお、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、決定機関は取締役会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7 名 女性 1 名 (役員 の うち 女性 の 比 率 12. 5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	—	吉永 安宏	1978年1月23日	1996年4月 1998年5月 2000年7月 2003年2月 2008年7月 2018年9月	有限会社楯己 入社 株式会社オー・ディー・エー 入社 株式会社サカイコーポレーション 入社 株式会社デルタポート 入社 株式会社コムセンス (現当社) 設立 代表取締役社長CEO就任 (現任) 株式会社ヨシナガ 設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	3,750,000 (注) 7
常務取締役	地方創生事業 本部長	長尾 匡展	1980年12月21日	2003年4月 2015年7月 2015年11月 2020年10月 2024年1月	株式会社セイシン企業 入社 株式会社司食品工業 入社 株式会社コムセンス (現当社) 入社 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役CFO	管理本部長	藤井 順	1977年4月22日	2006年11月 2007年7月 2010年7月 2013年7月 2015年7月 2022年7月	新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 財務省九州財務局 入局 有限責任監査法人トーマツ 入所 当社 取締役CFO就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	EC事業本部長	倉岡 剛太	1985年4月7日	2004年8月 2007年11月 2009年10月 2011年11月 2018年3月	株式会社タイムス 入社 株式会社田村建造 入社 有限会社中村果実 入社 株式会社コムセンス (現当社) 入社 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役	—	大西 芳明	1960年8月15日	1984年4月 1985年11月 1999年7月 2001年6月 2003年10月 2005年9月 2007年11月 2008年3月 2015年5月 2023年10月	湯浅商事株式会社 (現ユアサ商事株式会社) 入社 株式会社リクルート (現リクルートホールディングス) 入社 株式会社ネスター 代表取締役就任 株式会社キャリアデザインセンター 取締役就任 株式会社パソナ 執行役員就任 株式会社スタッフサービスセールスマーケティング 取締役副社長就任 楽天株式会社 執行役員就任 同社取締役就任 株式会社セールスヴィガー 代表取締役就任 (現任) 当社 取締役就任 (現任)	(注) 3	(注) 5	—
取締役 常勤監査等 委員	—	浦田 充子	1976年3月21日	1998年4月 2006年12月 2010年7月 2021年12月 2023年10月 2023年12月	大阪国税局 入局 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 税理士法人TACHIBANA 入所 当社 監査役就任 当社 取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	—	朝日 義明	1955年2月18日	1977年4月 東京証券取引所 入所 1983年4月 日本合同ファイナンス（現株式会社 社ジャフコ）入社 1993年7月 ジーピーシー株式会社 設立 代表取締役社長 ソーラーシリコンテクノロジー㈱ （現スマートソーラー㈱）社外監 査役（現任） 2008年7月 当社 監査役就任 2022年10月 日本エス・エイチ・エル㈱社外監 査役（現任） 2022年12月 当社 取締役（監査等委員）就任 2023年12月 （現任）	(注) 4	(注) 5	—
取締役 監査等委員	—	千葉 康博	1980年2月13日	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 野口・千葉法律事務所 入所 2009年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2011年4月 千葉総合法律事務所開設 所長 （現任） 株式会社テクノクリエイティブ 社外取締役（現任） 2020年6月 当社 取締役（監査等委員）就任 2023年12月 （現任） 2024年4月 株式会社熊本銀行 社外取締役 （監査等委員）（現任）	(注) 4	(注) 5	—
計						—	3,750,000

- (注) 1. 取締役大西芳明は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）浦田充子、朝日義明及び千葉康博は、社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役の任期は、2025年5月29日開催の株主総会終結の時から、2026年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役（監査等委員）の任期は、2025年5月29日開催の株主総会終結の時から、2027年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年2月期における役員報酬の総額は、140,090千円を支給しております。
6. 所有株式数は、公表日現在のものです。2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
7. 代表取締役吉永安宏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ヨシナガが所有する株式数を含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期的かつ健全な企業価値向上に向け、全体の経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス遵守を高めるためにコーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の最重要課題と位置付けております。株主やパートナー企業等のすべてのステークホルダーとの対話を重視し、そのような活動を通して認識される社会的責任に配慮しながら、効率的な経営を推進し、持続的な成長に努めております。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は監査等委員会設置会社の体制を採用しており、会社法に定める取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほかに経営会議を設置して、経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

1) 取締役会

取締役会は、取締役8名（内、監査等委員である取締役3名）で構成されており、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

構成員は、吉永安宏、長尾匡展、藤井順、倉岡剛太、大西芳明、浦田充子、朝日義明、千葉康博であり、代表取締役である吉永安宏が議長を務めております。

なお、大西芳明、浦田充子、朝日義明、千葉康博は社外取締役であります。

取締役会は、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討したうえで、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

2) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役である常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名の合計3名で構成され、定時監査等委員会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

構成員は浦田充子、朝日義明、千葉康博であり、常勤監査等委員である浦田充子が委員長を務めております。

3) 内部監査

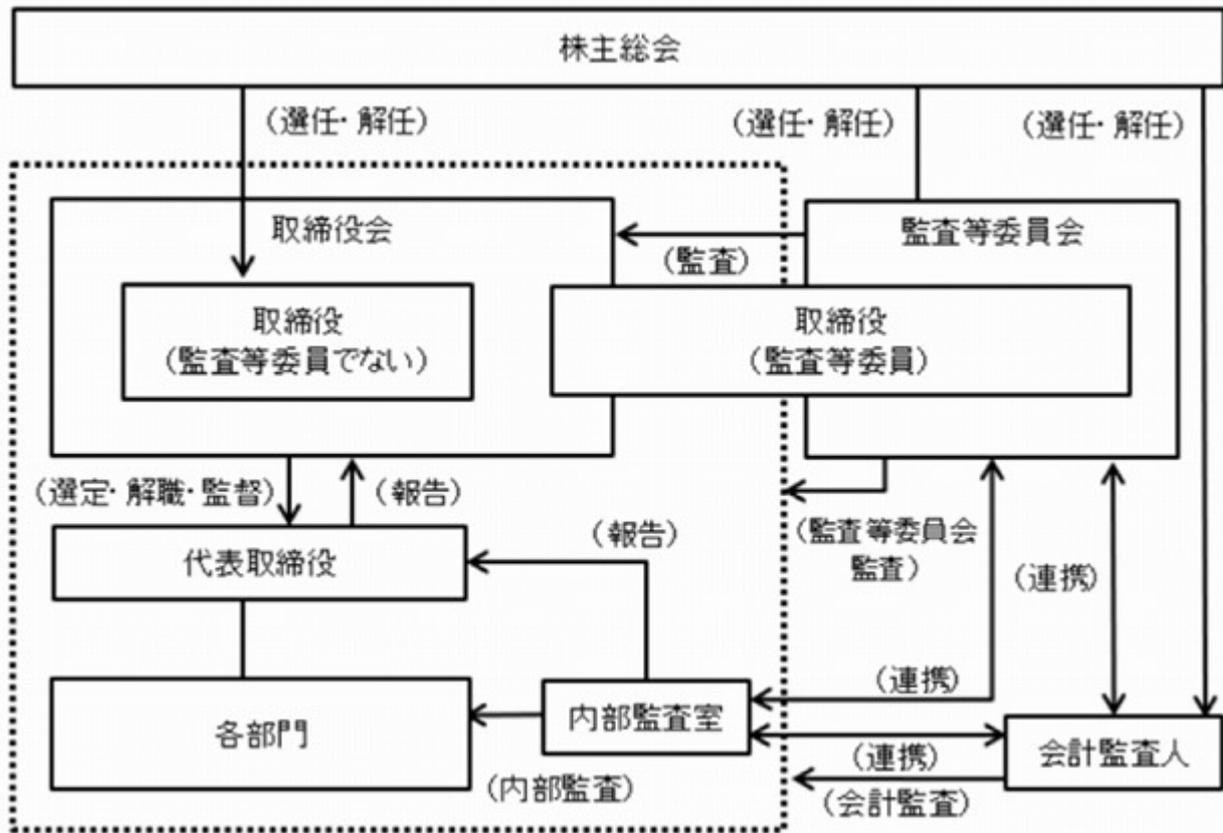
当社の内部監査は、内部監査室を設置して代表取締役が選任した者を内部監査従事者として配置し、内部監査計画に基づき監査等委員と連携して本社及び各営業所への内部監査を実施し、代表取締役に内部監査の実施状況等の報告を行っております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に対し、監査結果及び改善指示書を通達し、必要に応じ改善状況報告書を提出させることとしております。

また、内部監査従事者を事務局として、監査等委員及び監査法人との間で三様監査ミーティングを開催し、相互の監査情報を共有して意見交換を図るなど密接に連携しながら、内部統制機能の充実に努めております。

4) 会計監査

当社は監査法人やまぶきと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。監査を執行した公認会計士は江口二郎氏、内海慎太郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社は業務の適正性を確保するための体制として取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システム及びリスク管理体制の整備及び運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制取締役会

- (a) 取締役は、ミッションやビジョンを含む経営方針に則った価値観に基づく行動を率先指導し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を作ります。
- (b) 役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定して、その周知徹底を図ります。
- (c) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況調査を行い、その結果については適宜取締役へ報告いたします。
- (d) 内部通報制度を活用して、定期的に各部門の業務監査を行い、法令違反等の早期発見・未然防止に努めるとともに、是正・改善が必要な場合は速やかな措置を講じます。

b 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存します。
- (b) 取締役の職務執行については、法令・定款及び文書管理規定に基づき適切に保存及び管理します。
- (c) 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

c 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備します。
- (b) 当社のリスク管理の所管部門は総務部とし、各部門がリスクの発生を把握した場合は総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努めます。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営にかかわる業務執行上の重要案件については、取締役および幹部社員から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て意思決定を行うこととし、経営会議は原則として週に1回開催しております。
 - (b) 取締役の業務執行については、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「稟議規程」、「職務権限規程」に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続き等について定めております。
 - (c) 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告します。
- e 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項
 - (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処いたします。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指示命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとしします。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - (イ) 役職員は、職務の執行に関する法令違反または定款違反、不正事実の発見または当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告します。また内部監査室は内部監査の状況を監査等委員会に報告します。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告されます。
 - (ロ) 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を役職員に求めることができます。
 - (c) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社は監査等委員会に報告した当社役職員に対して、通報又は報告をしたことを理由に不利な取り扱いをすることを禁じ、必要な措置を講じることで当該報告者を保護します。
 - (d) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
 - (イ) 監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
 - (ロ) 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士・公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼することに要する費用は、監査費用と認めております。
 - (e) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査等委員である取締役は社外取締役を基本とすることによって、ステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、監査等委員である取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘することで、監査の実効性や有効性を高めております。
 - (ロ) 監査等委員は、重要課題等について代表取締役と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
 - (ハ) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めます。
- f 財務報告の適正性を確保するための体制
- (a) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制システムを構築します。またその整備・運用状況について継続的に評価を行い、必要な是正措置を行うことで実効性のある体制構築を図ります。
- g 反社会的勢力排除に向けた体制

- (a) 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする「反社会的勢力排除規程」を定め、役職員に周知徹底しております。
- (b) 取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は、当該取引先との取引を解消に向けて取り組みます。
- (c) 顧問弁護士並びに外部専門機関との連携により、有事に対する協力体制を構築しております。

④ 社外役員の状況

当社は、社外取締役4名を選任しております。なお、当社と社外取締役との間には、特別な利害関係はありません。

取締役大西芳明は、経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）浦田充子は、公認会計士としての監査経験と会計・監査の専門的知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）朝日義明は、監査役や経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

取締役（監査等委員）千葉康博は、弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただくために社外取締役に選任しております。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準又は方針を定めていないものの、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、社外の視点を踏まえた客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査等委員会の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることができる人物を選任しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク・コンプライアンス管理規程を制定し、行動規範を定めております。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討しております。

⑥ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締 役を除く。)	123,350	123,350	—	—	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	15,180	15,180	—	—	4
監査役(社外監査役を除 く)	—	—	—	—	—
社外監査役	1,560	1,560	—	—	2
計	140,090	140,090	—	—	10

(注) 1. 当社は、2023年12月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

⑦ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、記載しておりません。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取締役会にて当該取引の必要性、取引条件の妥当性等を十分に検討することで、少数株主の利益を害することのないように対応する方針です。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする旨を定款で定めております。当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

⑭ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特別の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑮ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5号の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	17,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定は、当社の事業規模・監査日数等を勘案した監査計画に基づき算定した報酬金額について、監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2024年9月30日の臨時株主総会において、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までとすることを決議しております。これに伴い、当事業年度は、2023年10月1日から2025年2月28日までの17ヶ月間となっております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2023年10月1日から2025年2月28日まで)の財務諸表について、監査法人やまぶきにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人やまぶきにより中間レビューを受けております。

4 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	810,346	899,427
売掛金	818,623	542,638
商品及び製品	92,024	251,268
仕掛品	12,865	15,169
原材料及び貯蔵品	117,324	724,495
前渡金	5,688	286
前払費用	16,975	23,452
未収消費税等	—	10,252
その他	935	28,312
流動資産合計	1,874,782	2,495,302
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 203,649	※1 188,559
構築物（純額）	16,975	14,797
機械及び装置（純額）	63,695	62,626
車両運搬具（純額）	6,799	5,898
工具、器具及び備品（純額）	15,526	11,472
土地	※1 123,848	※1 123,848
リース資産（純額）	122,932	93,130
建設仮勘定	172	—
有形固定資産合計	※3 553,600	※3 500,331
無形固定資産		
ソフトウェア	7,395	9,216
リース資産	5,620	3,309
のれん	—	23,664
無形固定資産合計	13,015	36,190
投資その他の資産		
投資有価証券	45,228	44,846
出資金	750	750
長期前払費用	605	165
繰延税金資産	41,880	47,727
その他	98,937	86,333
投資その他の資産合計	187,402	179,821
固定資産合計	754,018	716,343
資産合計	2,628,801	3,211,646

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	204,175	173,723
短期借入金	※2 521,500	※2 1,367,500
1年内償還予定の社債	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 216,911	※1 225,512
リース債務	30,191	27,683
未払金	271,464	235,147
未払費用	22,872	26,039
未払法人税等	56,998	1,189
未払消費税等	45,487	—
前受金	8	6
預り金	4,884	11,008
賞与引当金	14,321	14,549
その他	3	31
流動負債合計	1,438,820	2,132,391
固定負債		
社債	95,000	35,000
長期借入金	※1 671,924	※1 650,454
リース債務	125,281	85,027
資産除去債務	21,424	19,560
その他	448	—
固定負債合計	914,078	790,041
負債合計	2,352,898	2,922,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,000	24,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	253,287	266,684
利益剰余金合計	253,287	266,684
株主資本合計	277,287	290,684
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,085	△5,336
評価・換算差額等合計	△5,085	△5,336
新株予約権	3,699	3,865
純資産合計	275,902	289,213
負債純資産合計	2,628,801	3,211,646

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中期会計期間
(2025年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,097,257
売掛金	734,612
商品及び製品	361,157
仕掛品	7,404
原材料及び貯蔵品	650,253
その他	32,451
流動資産合計	2,883,136
固定資産	
有形固定資産	498,663
無形固定資産	32,489
投資その他の資産	190,304
固定資産合計	721,457
資産合計	3,604,594

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	210,899
短期借入金	1,533,500
1年内償還予定の社債	50,000
1年内返済予定の長期借入金	218,052
未払法人税等	56,511
賞与引当金	14,393
その他	442,299
流動負債合計	2,525,656
固定負債	
社債	10,000
長期借入金	541,526
資産除去債務	20,124
その他	70,900
固定負債合計	642,551
負債合計	3,168,207
純資産の部	
株主資本	
資本金	24,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	396,816
利益剰余金合計	396,816
株主資本合計	420,816
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	11,868
評価・換算差額等合計	11,868
新株予約権	3,701
純資産合計	436,386
負債純資産合計	3,604,594

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
売上高	6,218,613	8,302,132
売上原価	※1 3,842,459	※1 5,559,803
売上総利益	2,376,153	2,742,329
販売費及び一般管理費	※2 2,099,280	※2 2,715,369
営業利益	276,873	26,960
営業外収益		
受取利息	9	442
受取配当金	4	4
助成金収入	12,758	5,279
受取損害賠償金	3,819	2,276
その他	5,665	6,872
営業外収益合計	22,257	14,875
営業外費用		
支払利息	13,474	22,996
社債利息	536	513
その他	2,349	3,733
営業外費用合計	16,360	27,244
経常利益	282,770	14,591
特別損失		
固定資産除却損	※3 737	※3 598
減損損失	※4 71,973	※4 2,228
特別損失合計	72,710	2,827
税引前当期純利益	210,059	11,764
法人税、住民税及び事業税	57,001	4,084
法人税等調整額	△13,652	△5,716
法人税等合計	43,348	△1,632
当期純利益	166,710	13,396

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(製造原価明細)					
I 材料費		1,490,668	75.7	1,978,896	73.9
II 労務費		181,256	9.2	261,051	9.7
III 経費	※1	298,526	15.1	437,778	16.3
当期総製造費用		1,970,450	100.0	2,677,726	100.0
仕掛品期首棚卸高		2,283		12,865	
合併による仕掛品受入高		-		3,605	
合計		1,972,734		2,694,196	
仕掛品期末棚卸高		12,865		15,169	
当期製品製造原価		1,959,869		2,679,026	
期首製品棚卸高		49,411		41,958	
合計		2,009,280		2,720,985	
期末製品棚卸高		41,958		67,026	
製品売上原価		1,967,322		2,653,958	
(商品売上原価)					
期首商品棚卸高		60,439		50,065	
当期商品仕入高		1,294,150		2,170,737	7
合計		1,354,590		2,220,803	
期末商品棚卸高		50,065		184,242	
商品売上原価		1,304,524		2,036,560	
配送運賃		570,612		869,283	
売上原価合計		3,842,459		5,559,803	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	42,830	39,196
減価償却費	63,211	83,450
地代家賃	23,055	44,233
賃借料	20,629	29,482
荷造包装費	82,259	125,234
水道光熱費	27,597	40,540

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	3,610,783
売上原価	2,339,806
売上総利益	1,270,976
販売費及び一般管理費	※ 1,060,916
営業利益	210,060
営業外収益	
受取利息	523
受取配当金	4
有価証券売却益	2,052
その他	1,593
営業外収益合計	4,173
営業外費用	
支払利息	10,725
社債利息	132
その他	3,651
営業外費用合計	14,510
経常利益	199,722
税引前中間純利益	199,722
法人税、住民税及び事業税	56,511
法人税等調整額	13,079
法人税等合計	69,590
中間純利益	130,131

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	24,000	86,577	86,577	110,577
当期変動額				
当期純利益		166,710	166,710	166,710
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	166,710	166,710	166,710
当期末残高	24,000	253,287	253,287	277,287

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,757	1,757	-	112,335
当期変動額				
当期純利益				166,710
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,843	△6,843	3,699	△3,143
当期変動額合計	△6,843	△6,843	3,699	163,567
当期末残高	△5,085	△5,085	3,699	275,902

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	24,000	253,287	253,287	277,287
当期変動額				
当期純利益		13,396	13,396	13,396
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	13,396	13,396	13,396
当期末残高	24,000	266,684	266,684	290,684

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△5,085	△5,085	3,699	275,902
当期変動額				
当期純利益				13,396
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△251	△251	165	△85
当期変動額合計	△251	△251	165	1,3310
当期末残高	△5,336	△5,336	3,865	289,213

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	210,059	11,764
減価償却費	98,342	109,117
のれん償却	—	4,176
減損損失	71,973	2,228
賞与引当金の増減額(△は減少)	586	228
受取利息及び受取配当金	△14	△447
支払利息	14,010	23,510
新株予約権費用	3,699	165
固定資産除却損	737	598
売上債権の増減額(△は増加)	△334,011	278,770
棚卸資産の増減額(△は増加)	△16,820	△765,115
仕入債務の増減額(△は減少)	41,513	△30,451
未払金の増減額(△は減少)	39,162	△17,799
未払消費税等の増減額(△は減少)	5,766	△45,487
その他	△28,216	△71,414
小計	106,790	△500,155
利息及び配当金の受取額	14	447
利息の支払額	△13,890	△23,055
法人税等の支払額	△1,315	△86,907
法人税等の還付額	29,098	26,834
営業活動によるキャッシュ・フロー	120,696	△582,836
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△850
有形固定資産の取得による支出	△188,462	△50,713
有形固定資産の売却による収入	7,000	—
無形固定資産の取得による支出	△4,866	△6,869
保険積立金の積立による支出	△10,263	△3,514
保険積立金の解約による収入	1,013	345
敷金保証金の差入による支出	△11,188	△8,720
敷金保証金の回収による収入	3,957	24,749
合併による収入	—	※2 7,582
その他	△4,506	△8,220
投資活動によるキャッシュ・フロー	△207,915	△46,211
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	188,200	846,000
長期借入れによる収入	310,000	414,000
長期借入金の返済による支出	△403,752	△439,511
社債の償還による支出	△50,000	△60,000
リース債務の返済による支出	△30,659	△42,762
その他	△384	△448
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,404	717,278
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△73,814	88,230

現金及び現金同等物の期首残高	857,006	783,192
現金及び現金同等物の期末残高	※1 783,192	※1 871,422

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	199,722	
減価償却費	36,882	
のれん償却	2,784	
賞与引当金の増減額(△は減少)	△155	
受取利息及び受取配当金	△528	
支払利息	10,858	
固定資産除却損	894	
有価証券売却益	△2,052	
売上債権の増減額(△は増加)	△191,973	
棚卸資産の増減額(△は増加)	△27,881	
仕入債務の増減額(△は減少)	37,175	
未払金の増減額(△は減少)	86,400	
未払法人税(外形標準課税)の増減額(△は減少)	52,236	
その他	34,554	
小計	238,917	
利息及び配当金の受取額	527	
利息の支払額	△12,455	
法人税等の支払額	△1,189	
法人税等の還付額	156	
営業活動によるキャッシュ・フロー	225,955	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300	
投資有価証券の売却による収入	5,663	
有形固定資産の取得による支出	△33,047	
無形固定資産の取得による支出	△1,637	
保険積立金の積立による支出	△1,195	
敷金保証金の差入による支出	△9,738	
敷金保証金の回収による収入	909	
その他	56	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,289	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	166,000	
長期借入れによる収入	50,000	
長期借入金の返済による支出	△166,388	
社債の償還による支出	△25,000	
リース債務の返済による支出	△13,747	
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,864	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	197,530	
現金及び現金同等物の期首残高	871,422	

現金及び現金同等物の中間期末残高

※ 1,068,953

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
外のもの

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、原材料、 …………… 主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく薄価切下げの方法）
仕掛品

一部の原材料は個別法による原価法

貯蔵品 …………… 総平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構 築 物 8～20年

機械装置 2～10年

車両運搬具 2～12年

工具器具備品 2～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) BtoG事業

① 運営代行

当社は契約自治体から受託したふるさと納税業務について、ポータルサイトの運営、広告運用、返礼品の企画等を包括的に実施しております。

契約自治体に対しての履行義務は「寄附申込の受付」であり、契約自治体に寄附金が入金された時点で契約に基づき算定された業務委託料を収益として認識しております。

(2) DtoC事業

①ECサイト販売

当社は「くまもと風土」「九州風土」「ご当地風土」といったブランドを中心に、自社ECサイトおよび、モールEC（楽天、Yahoo!等）において地域製品の販売を行っております。

商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、当社は上記のモールECが運営するポイントプログラムに参加しており、付与されるポイントのうち第三者に帰属する部分を取引価格から控除した上で収益を認識しております。

②返礼品提供

当社は、ふるさと納税の返礼品を提供しております。商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

③返礼品発送代行

当社は、返礼品提供事業者により、寄附者（顧客）への返礼品の配送手続きの代行を行っております。商品の引き渡し時点で履行義務が充足されると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、収益認識に係る会計基準の適用指針第98項の代替的取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(3) 飲食事業

当社はステーキ専門店の運営を行っており、飲食物の提供をもって履行義務が充足されると判断し、料理の提供時点で収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	553,600千円
無形固定資産	13,015千円
減損損失	71,973千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業所又は店舗設備を基礎として資産のグルーピングを行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。

②減損の判定方法

減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。

減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フロー合計額である使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

③金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づき、売上の推移などの仮定を用いて算定しております。

④翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	41,880千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について計上しております。また、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)における企業の分類を考慮し、回収可能性を判断しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算および中長期の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売単価、販売数量、売上総利益率および経費等の予測であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異のスケジューリングに依存するため、これらの見積りに用いた前提や仮定に変更があった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の調整額を収益または費用として計上する可能性があります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	47,727千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。また、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）における企業の分類を考慮し、回収可能性を判断しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算および中長期の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売単価、販売数量、売上総利益率および経費等の予測であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りや将来減算一時差異のスケジューリングに依存するため、これらの見積りに用いた前提や仮定に変更があった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の調整額を収益または費用として計上する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
建 物	一千円	83,743 千円
土 地	— "	35,152 "
計	— "	118,895 "

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
一年内返済予定の長期借入金	一千円	58,380 千円
長期借入金	— "	274,228 "
計	— "	332,608 "

※2 当座貸越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
当座貸越極度額	900,000千円	900,000 千円
借入実行残高	521,500 "	592,500 "
差引額	378,500 "	307,500 "

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2025年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	248,319千円	337,326 千円

(損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
2,199千円	344千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
給与及び手当	602,994千円	838,951千円

賞与引当金繰入額	9,720 "	12,408 "
荷造運賃	553,719 "	654,456 "
広告宣伝費	251,138 "	389,432 "
支払手数料	281,731 "	373,181 "
減価償却費	35,130 "	25,667 "

おおよその割合

販売費	49.5 %	49.8%
一般管理費	50.5 "	50.2 "

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
建物	737千円	0千円
工具、器具及び備品	0 "	23 "
リース資産	—	537 "
一括償却資産	—	37 "
計	737千円	598千円

※4 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

用途	種類	場所	減損損失
飲食店舗	建物、構築物、工具、器具及び備品、リース資産	熊本県熊本市他	51,546千円
遊休資産	ソフトウェア	熊本県熊本市	15,319千円
食のSPAの事業所	建物	福岡県福岡市	5,106千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業所又は店舗設備を基本単位として資産のグルーピングを行っております。このうち、営業損益が悪化している事業所又は店舗設備について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（建物44,312千円、構築物3,383千円、工具、器具及び備品436千円、リース資産8,521千円、ソフトウェア15,319千円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額については、正味売却価額により測定しており、建物及び土地については、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。また、建物及び土地以外は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零と評価しております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

用途	種類	場所	減損損失
食のSPAの事業所	建物	和歌山県紀の川市	2,228千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業所又は店舗設備を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当期は和歌山事務所の移転を行い、移転元事務所の帳簿価額を減損損失（建物2,228千円）として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40	39,960	-	40,000

(変動事由の概要)

2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,699
合計		-	-	-	-	3,699

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,699
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	165
合計		-	-	-	-	3,865

(注) 第1回、第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	810,346千円	899,427千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△27,154 "	△28,004 "
現金及び現金同等物	783,192千円	871,422千円

※2 合併により承継した資産及び負債の主な内訳

前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項ありません。

当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

2024年6月1日に吸収合併したダイジー株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳及び合併による収入との関係は、次のとおりであります。

流動資産	21,893千円
固定資産	962千円
のれん	<u>27,840千円</u>
資産合計	<u>50,695千円</u>
流動負債	33,053千円
固定負債	<u>12,642千円</u>
負債合計	<u>45,695千円</u>
差引	<u>5,000千円</u>
取得価額	<u>△5,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>12,582千円</u>
差引：合併による収入	<u>7,582千円</u>

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産は主として、生産設備(機械及び装置)であります。

無形固定資産は主として、ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の期日のものであります。長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長のもので15年であります。売掛金に係る信用リスクは、「与信管理規程」等に沿って各事業部門が状況を把握しリスク低減を図っております。借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰り表を作成し、資金繰り動向を把握・管理しております。また、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、現状の低い金利水準を鑑み、金利変動リスクを回避するためのデリバティブ取引は利用しておりません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2023年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	42,306	42,306	-
資産計	42,306	42,306	-
(1) 社債	145,000	144,803	△196
(2) 長期借入金	888,835	882,514	△6,320
(3) リース債務	155,473	154,607	△866
負債計	1,189,308	1,181,924	△7,383

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	2,921

当事業年度（2025年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※2)	41,924	41,924	—
資産計	41,924	41,924	—
(1) 社債	85,000	84,715	△284
(2) 長期借入金	875,966	867,720	△8,245
(3) リース債務	112,710	111,036	△1,674
負債計	1,073,676	1,063,471	△10,203

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	2,921

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	810,346	—	—	—
売掛金	818,623	—	—	—
合計	1,628,969	—	—	—

当事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	899,427	—	—	—
売掛金	542,638	—	—	—
合計	1,442,065	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	521,500	—	—	—	—	—
社債	50,000	50,000	45,000	—	—	—
長期借入金	216,911	158,308	131,828	107,818	70,376	203,594
リース債務	30,191	28,570	27,903	33,418	35,388	—
合計	818,602	236,878	204,731	141,236	105,764	203,594

当事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,367,500	—	—	—	—	—

社債	50,000	35,000	—	—	—	—
長期借入金	225,512	214,301	174,791	76,932	57,262	127,168
リース債務	27,683	26,286	35,260	23,480	—	—
合計	1,670,695	275,587	210,051	100,412	57,262	127,168

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	42,306	—	—	42,306
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	42,306	—	—	42,306

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	41,924	—	—	41,924
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	41,924	—	—	41,924

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	144,803	—	144,803
長期借入金	—	882,514	—	882,514
リース債務	—	154,607	—	154,607
負債計	—	1,181,924	—	1,181,924

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	84,715	-	84,715
長期借入金	-	867,720	-	867,720
リース債務	-	111,036	-	111,036
負債計	-	1,063,471	-	1,063,471

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	42,306	50,042	△7,735
合計	42,306	50,042	△7,735

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額2,921千円) については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2025年2月28日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	41,924	50,042	△8,117
合計	41,924	50,042	△8,117

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額2,921千円) については、市場価格がない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自2022年10月1日 至2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2023年10月1日 至2025年2月28日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
販売費および一般管理費の 株式報酬費用	3,699千円	165千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2025年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお2025年8月13日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員19名	当社従業員72名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式270,800株	普通株式41,600株
付与日	2023年9月25日	2023年12月5日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	2025年10月1日～2033年8月31日	2025年12月1日～2033年10月31日
会社名	提出会社	
決議年月日	2024年9月17日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 24名	
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式60,000株	
付与日	2024年9月30日	
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。 当社普通株式が株式上場していること。	
対象勤務期間	定めはありません。	
権利行使期間	2026年10月1日～2034年8月31日	

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日	2024年9月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	270,800	—	—
付与	—	41,600	60,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	270,800	41,600	60,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

決議年月日	2023年9月7日	2023年11月27日	2024年9月17日
権利行使価格(円)	18	65	65
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	13	3	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準価額方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における

本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	15,082千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—

(税効果会計関係)

前事業年度(2023年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,906千円
棚卸資産評価損	2,954 "
未払事業税	6,664 "
減価償却超過額	33,324 "
投資有価証券評価損	2,485 "
減損損失	39 "
資産除去債務	7,340 "
その他有価証券評価差額金	2,650 "
その他	761 "
繰延税金資産小計	61,126千円
評価性引当額	△15,169 "
繰延税金資産合計	45,957千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,077千円
繰延税金負債合計	△4,077千円
繰延税金資産純額	41,880千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.26%
(調整)	
株式報酬費用	0.60%
住民税均等割等	1.40%
所得拡大促進税制税額控除等	△11.93%
評価性引当額の増額	△2.47%
その他	△1.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.64%

当事業年度(2025年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	16,855千円
賞与引当金	5,724 "
棚卸資産評価損	118 "
未払事業税	349 "
減価償却超過額	21,898 "
投資有価証券評価損	2,485 "
資産除去債務	6,647 "
その他有価証券評価差額金	2,781 "
繰延税金資産小計	56,859千円
評価性引当額	△5,280 "
繰延税金資産合計	51,579千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,852千円
繰延税金負債合計	△3,852千円
繰延税金資産純額	47,727千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.26%
(調整)	
株式報酬費用	0.48%
住民税均等割等	34.11%
評価性引当額の増額	△84.06%
その他	1.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△13.87%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は34.26%から35.15%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	21,893	千円
固定資産	962	
資産合計	22,855	
流動負債	33,053	
固定負債	12,642	
負債合計	45,695	

7. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当会計年度の損益計算書に及ぼす影響の概算

額及びその算定方法

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積り、割引率は0.035～1.436%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
期首残高	28,608千円	21,424千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	155 "
時の経過による調整額	130 "	151 "
資産除去債務の履行による減少額	△7,314 "	△2,171 "
期末残高	21,424千円	19,560千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年2月28日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	484,612
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	818,623

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約はすべて1年以内の契約であるため、記載は省略しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年2月28日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	818,623
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	542,638

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約はすべて1年以内の契約であるため、記載は省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、地方の農産品や地場産品を自社にて仕入、加工、販売出荷、CSまでを一気通貫で実施しておりますが、楽天市場などに开店している通販サイトの運営、地方自治体と提携したふるさと納税ポータルサイトの運営及び自治体向けのコンサルティングもそれに含まれており、それら通販サイト、ふるさと納税ポータルサイトの二つを主な販路としております。

地方の農産品や、地場産品を全国にお届けするという事業の一貫性を考慮し、前述の事業を集約した「食のSPA」を報告セグメントとしております。

それ以外にも飲食店事業を展開しておりますが、報告セグメントに含めずその他としております。

(2) 報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「食のSPA」事業は、通販サイトや提携自治体のふるさと納税ポータルサイトを通じた生鮮食品、加工食品等の販売、及びふるさと納税の運営代行を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	食のSPA	計				
売上高						
顧客との契約から生じる収益	6,015,444	6,015,444	203,167	6,218,613	—	6,218,613
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,015,444	6,015,444	203,167	6,218,613	—	6,218,613
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,015,444	6,015,444	203,167	6,218,613	—	6,218,613
セグメント利益又は損失 (△)	655,815	655,815	△21,910	633,905	△357,030	276,873
セグメント資産	1,577,757	1,577,757	50,597	1,628,354	1,000,446	2,628,801
その他の項目						
減価償却費	70,841	70,841	16,330	87,172	11,169	98,342
減損損失	5,106	5,106	51,546	56,653	15,319	71,973
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	192,398	192,398	197	192,596	2,115	194,711

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業等であります。

2 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額△357,030千円は報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額1,000,446千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	食のSPA	計				
売上高						
顧客との契約から生じる収益	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	8,079,226	8,079,226	222,905	8,302,132	—	8,302,132
セグメント利益又は損失 (△)	465,426	465,426	△7,155	458,271	△431,311	26,960
セグメント資産	2,009,951	2,009,951	52,794	2,062,745	1,148,901	3,211,646
その他の項目						
減価償却費	94,985	94,985	4,793	99,778	9,338	109,117
減損損失	2,228	2,228	—	2,228	—	2,228
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	112,884	112,884	28,072	140,957	8,146	149,103

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業等であります。

2 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額△431,311千円は報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額1,148,901千円は、各報告セグメントに分配していない全社資産であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社	911,112	食のSPA
御船町	802,103	食のSPA

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
楽天グループ株式会社	1,433,918	食のSPA
御船町	1,251,023	食のSPA

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計	調整額	財務諸表 計上額
	食のSPA	計				
当期償却額	—	—	4,176	4,176	—	4,176
当期末残高	—	—	23,664	23,664	—	23,664

(注) 「その他」の金額は、飲食事業等に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉永安宏	-	-	当社代表 取締役	被所有 直接51% 間接49%	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	144,449	-	-
							リース契約 に対する債務 被保証	59,834	-	-
							賃貸契約に 対する債務 被保証	58,836	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
- リース契約に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
- 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、当事業年度における地代家賃の支払額(消費税等抜き)を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉永安宏	-	-	当社代表 取締役	被所有 直接51% 間接49%	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	159,203	-	-
							リース契約 に対する債務 被保証	49,536	-	-
							賃貸契約に 対する債務 被保証	81,077	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 銀行借入に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
- リース契約に対する債務保証の取引金額については、期末残高を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。
- 賃貸借契約に対する債務保証の取引金額については、当事業年度における地代家賃の支払額(消費税等抜き)を記載しております。なお、当該債務保証に対する保証料の授受はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	68.05円	71.34円
1株当たり当期純利益	41.68円	3.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2023年2月20日開催の取締役会決議により、2023年3月8日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	166,710	13,396
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	166,710	13,396
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000	4,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第5発行者の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権の概要は「第5発行者の状況、1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2025年2月28日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
給与及び手当	343,319千円
賞与引当金繰入額	12,559 "
荷造運賃	224,112 "

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	1,097,257千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△28,304 "
現金及び現金同等物	1,068,953千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
	食のSPA	計				
売上高						
顧客との契約から生じる収益	3,529,667	3,529,667	81,115	3,610,783	-	3,610,783
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	3,529,667	3,529,667	81,115	3,610,783	-	3,610,783
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	3,529,667	3,529,667	81,115	3,610,783	-	3,610,783

セグメント利益又は損失 (△)	404,774	404,774	△15,439	389,335	△179,275	210,060
--------------------	---------	---------	---------	---------	----------	---------

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食店舗事業等であります。

2 セグメント利益の調整額△179,275千円は報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり中間純利益	32円53銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	130,131
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	130,131
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

2. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。

⑤ 【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	
投資有価証券	その他有価証券	株式会社和心	95,500	41,924
		マイグレ株式会社	37	2,921
		小計	95,537	44,846
計		95,537	44,846	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	258,686	14,630	10,249 (2,228)	263,068	74,509	27,268	188,559
構築物	20,227	650	121	20,757	5,960	2,988	14,797
機械及び装置	126,214	27,051	-	153,265	90,639	28,245	62,626
車両運搬具	32,071	3,305	-	35,376	29,477	4,206	5,898
工具、器具及び備品	56,622	4,693	530	60,785	49,313	9,783	11,472
土地	123,848	-	-	123,848	-	-	123,848
リース資産	184,076	-	3,520	180,556	87,426	29,264	93,130
建設仮勘定	172	64,062	64,234	-	-	-	-
有形固定資産計	801,919	114,393	78,655 (2,228)	837,657	337,326	101,757	500,331
無形固定資産							
ソフトウェア	23,687	6,869	-	30,557	21,341	5,049	9,216
リース資産	8,155	-	-	8,155	4,845	2,310	3,309
のれん	-	27,840	-	27,840	4,176	4,176	23,664
無形固定資産計	31,843	34,710	-	66,553	30,363	11,536	36,190
長期前払費用	605	-	440	165	-	-	165

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	玉東ミネラルウォーター 工場	工場プラント	11,104千円
機械及び装置	玉東ミネラルウォーター 工場	生産機械他	18,696千円
ソフトウェア	本社	webサイト一式	6,869千円
のれん	本社	デイジー株式会社合併受入	27,840千円
建設仮勘定	玉東ミネラルウォーター 工場	工場プラント	11,104千円
建設仮勘定	玉東ミネラルウォーター 工場	生産機械他	18,696千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	和歌山事務所	移転に伴う事務所付属設備	2,228千円
建設仮勘定	玉東ミネラルウォーター 工場	工場プラント	11,104千円
建設仮勘定	玉東ミネラルウォーター 工場	生産機械他	18,696千円

3. 当期減少額のうち () 内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2021年3月31日	25,000	15,000 (10,000)	0.10	無担保	2026年3月10日
第2回無担保社債	2021年8月27日	60,000	30,000 (20,000)	0.45	無担保	2026年8月27日
第3回無担保社債（銀行保証付私募債）	2021年9月27日	60,000	40,000 (20,000)	0.28	無担保	2026年9月26日
合計	—	145,000	85,000 (50,000)	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の()内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。
2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
50,000	35,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	521,500	1,367,500	0.70	—
1年以内に返済予定の長期借入金	216,911	225,512	0.71	—
1年以内に返済予定のリース債務	30,191	27,683	2.72	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	671,924	650,454	0.79	2026年3月～ 2035年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	125,281	85,027	2.62	2026年3月～ 2029年2月
合計	1,565,808	2,356,176	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	214,301	174,791	76,932	57,262
リース債務	26,286	35,260	23,480	—

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	14,321	76,371	76,143	14,549

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	726
預金	
普通預金	870,696
定期預金	24,504
定期積金	3,500
計	898,700
合計	899,427

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天グループ株式会社	100,513
御船町	78,341
荒尾市	52,892
氷川町	41,368
LINEヤフー株式会社	27,189
その他	242,332
合計	542,638

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{(B)}$ 2 516
818,623	9,014,977	9,290,962	542,638	94.48	27.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品及び製品

区分	金額(千円)
肉類	122,543
米類	17,477
青果類	18,855
その他	92,392
合計	251,268

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
肉類	5,670
ソフトウェア	7,257
その他	2,241
合計	15,169

⑤ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
肉類	54,459
米類	633,080
包材、資材他	24,324
その他	12,631
合計	724,495

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社九州児湯フーズ	22,429
熊本ミート販売株式会社	16,932
有限会社古閑牧場	16,414
北洋海産株式会社	10,674
有限会社吉川商店	9,977
その他	97,296
合計	173,723

⑦ 未払金

相手先	金額(千円)
楽天グループ株式会社	66,866
ヤマト運輸株式会社	50,283
佐川急便株式会社	25,262
日本郵便株式会社	17,694
auコマース&ライフ株式会社	7,602
その他	67,440
合計	235,147

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日、8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。公告掲載URL https://lo-cal.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

異動年月日	異動前所有者の氏名又は名称	異動前所有者の住所	異動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年7月28日	(株)ローカル代表取締役社長CEO 吉永安宏	熊本市南区	特別利害関係者等(当社取締役)	K&P パートナーズ4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員K&P パートナーズ(株) 代表取締役 松村伸也	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,000	68,000,000 (34,000)	関係構築のため
2025年7月28日	(株)ローカル代表取締役社長CEO 吉永安宏	熊本市南区	特別利害関係者等(当社取締役)	K&P パートナーズ(株) 代表取締役 松村伸也	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	500	17,000,000 (34,000)	関係構築のため

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期末日の翌日から定時株主総会までの間にあたる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう)の末日(2025年2月28日)から起算して2年前(2023年2月28日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲り受け(上場前の募集、売出し、特定投資家向けの取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行うものに限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格は、ディスカウントキャッシュ・フロー法を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
4. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2023年9月7日	2023年11月27日	2024年9月17日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式270,800株	普通株式41,600株	普通株式60,000株
発行価格	1株につき18円 (注)3	1株につき65円 (注)3	1株につき65円 (注)3
資本組入額	9円	32.5円	32.5円
発行価額の総額	4,874,400円	2,704,000円	3,900,000円
資本組入額の総額	2,437,200円	1,352,000円	1,950,000円
発行方法	2023年9月7日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2023年11月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2024年9月17日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等及び所有に関する制度に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当て(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、新株予約権の行使による株式の交付(前に規定する新株予約権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。
 - ①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
 - ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③その他同取引所が必要と認める事項。
 - (2) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年2月28日であります。
2. 同規程施行規則第107条の規定に基づき、割当又は交付を受けた者は、担当J-Adviserに対して、割当株式等について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、原則として、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき18円	1株につき65円	1株につき65円
行使期間	2025年10月1日から 2033年8月31日まで	2025年12月1日から 2033年10月31日まで	2026年10月1日から 2034年8月31日まで

行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後1ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 2025年7月15日開催の取締役会決議による、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。
6. 新株予約権割当契約締結後の退職（従業員20名）による権利の喪失により、発行数は352,800株、発行価格の総額は10,674,400円、資本組入額の総額は5,337,200円となっております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長尾匡展	熊本県八代郡氷川町	会社役員	62,000	1,116,000 (18)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
藤井順	熊本県熊本市西区	会社役員	62,000	1,116,000 (18)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
倉岡剛太	熊本県熊本市南区	会社役員	62,000	1,116,000 (18)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
島田享	熊本県阿蘇郡南阿蘇 村	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
福中秀幸	熊本県熊本市南区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
木下将孝	熊本県熊本市中央区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
山野竜希	熊本県熊本市南区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
粕尾琢磨	熊本県熊本市南区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
山内剛	熊本県熊本市南区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
吉田誠	熊本県熊本市西区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
三坂恭平	熊本県熊本市南区	会社員	6,000	108,000 (18)	当社の従業員
田中詩乃	熊本県熊本市中央区	会社員	5,200	93,600 (18)	当社の従業員
松井良祐	熊本県合志市	会社員	4,800	86,400 (18)	当社の従業員
川口瑞希	熊本県熊本市南区	会社員	4,000	72,000 (18)	当社の従業員
濱田真由美	熊本県熊本市南区	会社員	2,800	50,400 (18)	当社の従業員
吉村武士	熊本県上益城郡御船 町	会社員	2,000	36,000 (18)	当社の従業員
岡生成	熊本県合志市	会社員	2,000	36,000 (18)	当社の従業員
高岡梢	熊本県熊本市南区	会社員	2,000	36,000 (18)	当社の従業員
兼田柚香	岡山県岡山市北区	会社員	2,000	36,000 (18)	当社の従業員
吉岡和真	和歌山県岩出市	会社員	2,000	36,000 (18)	当社の従業員

(注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会決議による、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 退職等により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
炭谷祐樹	熊本県熊本市南区	会社員	2,000	130,000 (65)	当社の従業員
森内亮平	熊本県熊本市東区	会社員	2,000	130,000 (65)	当社の従業員
田村卓巳	岡山県岡山市北区	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
野村晃紀	熊本県熊本市北区	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員

森本明彦	熊本県熊本市西区	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
佐々木達也	大阪府泉南市	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
志田京介	千葉県流山市	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
生田目哲弥	熊本県熊本市西区	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
長田武士	熊本県熊本市西区	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員
小野将大	千葉県野田市	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員

(注) 1. 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は47名、当該取得者の割当株数は21,200株であります。

2. 2025年7月15日開催の取締役会決議による、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「割当株数」は、当該株式分割後の「割当株数」を記載しております。

3. 退職等により権利を喪失したのものにつきましては、記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長尾匡展	熊本県八代郡氷川町	会社役員	4,000	260,000 (65)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
藤井順	熊本県熊本市西区	会社役員	4,000	260,000 (65)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
倉岡剛太	熊本県熊本市南区	会社役員	4,000	260,000 (65)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
傳刀大輔	長野県安曇野市	会社員	28,000	1,820,000 (65)	当社の従業員
浜翔太郎	長野県松本市	会社員	4,000	260,000 (65)	当社の従業員
三坂恭平	熊本県熊本市南区	会社員	2,000	130,000 (65)	当社の従業員
山内剛	熊本県熊本市南区	会社員	2,000	130,000 (65)	当社の従業員
木下将孝	熊本県熊本市中央区	会社員	2,000	130,000 (65)	当社の従業員
鴨井徹	長野県松本市	会社員	1,200	78,000 (65)	当社の従業員

(注) 1. 表に含まれていない、当社の使用人である取得者の人数は15名、当該取得者の割当株数は6,000株であります。

2. 2025年7月15日開催の取締役会決議による、2025年8月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、上記「割当株数」「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3. 退職等により権利を喪失したのものにつきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
㈱ヨシナガ ※1, 3	熊本市西区田崎町484番地29	1,900,000	43.65
吉永安宏 ※1, 2	熊本市南区	1,850,000	42.50
K&Pパートナーズ4号投資事業有限 責任組合 ※1, 5	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	200,000	4.60
長尾匡展 ※4	八代郡氷川町	66,000 (66,000)	1.52 (1.52)
藤井順 ※4	熊本市西区	66,000 (66,000)	1.52 (1.52)
倉岡剛太 ※4	熊本市南区	66,000 (66,000)	1.52 (1.52)
K&Pパートナーズ㈱ ※1	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	50,000	1.15
当社従業員95名 ※6	—	154,800 (154,800)	3.56 (3.56)
計	—	4,352,800 (352,800)	100.00 (8.11)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - ※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長CEO)
 - ※3 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 - ※4 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - ※5 特別利害関係者等 (金融商品取引業者等)
 - ※6 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2025年11月5日

株式会社ローカル
取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

江口 二郎

指定社員
業務執行社員

公認会計士

内海 慎太郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローカルの2023年10月1日から2025年2月28日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローカルの2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか

注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財

務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

その他の事項

会社の 2023 年 9 月 30 日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月5日

株式会社ローカル
取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江口 二郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内海 真太郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローカルの2025年3月1日から2026年2月28日までの第18期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ローカルの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視するこ

とにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上